

発覚日時 : 令和3年12月28日 22:30頃

発生場所 : E41 東海北陸自動車道 荘川IC~ひるがの高原SIC間

対象車両 : [REDACTED] (作業車両)・[REDACTED] (プレート誤使用車両)

事象概要 : 荘川IC~ひるがの高原SIC間上下線の路肩拡幅作業のため使用した湿塩散布車([REDACTED])が、業務用プレート確認を怠り湿塩散布車([REDACTED])の業務用プレートを間違えて使用していたもの。

使用車両 [REDACTED] (湿塩散布車)

誤使用プレート [REDACTED] (湿塩散布車)

## 原因

- ・業務用プレート使用時は車番を2名で確認することを怠った。
- ・作業車両のエンジンキーが車両に刺しっぱなしであり、キーと業務用プレートが一緒になっていなかった。

## 対策

- ・「プレート使用時は車番を2名で確認する」シールを作成しハンドルに取り付ける
- ・エンジンキーを車両に刺しっぱなしにせず、キーと業務用プレートを常に一緒にして持ち出す。